

医療機関のみなさまへ

労務管理に関する 制度改正への対応準備は お済みですか？



令和8年度は、労務管理に関する重要な制度改正が順次施行されます。

当センターでは、医療機関の皆様の円滑な制度対応を支援するため、改正内容の要点解説、相談対応、従業員・管理職向けセミナーなどを総合的に提供しています。制度改正への確実な準備に、ぜひご活用ください。



カスタマーハラスメント対策の義務化

令和8年10月施行

患者・家族等からの著しい迷惑行為に対する事業主の方針の明確化や体制整備等のハラスメント防止措置が求められます。暴言、威圧的な要求、長時間の拘束、過度な謝罪要求などへの対応ルール作りが重要です。



求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化

令和8年10月施行

採用面接、職場見学、実習、インターンシップ等において、応募者・求職者等に対するハラスメント防止措置が必要となります。



パートタイム・有期雇用労働者への労働条件明示事項の追加

令和8年10月施行

雇入れ時に、待遇差の内容・理由等について説明を求めることができる旨の明示が必要となります。労働条件通知書・雇用契約書等の見直しが必要となります。



同一労働同一賃金ガイドライン等の改正

令和8年10月施行・適用

正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間の待遇差について、原則となる考え方等が記載されたガイドラインが裁判例などを踏まえて見直されました。基本給、賞与、休暇、福利厚生、教育訓練などの取扱いについて、不合理な待遇差がないか確認しておくことが重要です。

その他にも、令和8年10月から短時間労働者の社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用拡大など、さまざまな制度改正が予定されています。

制度改正への対応にお悩みの医療機関のみなさま まずはご相談ください

相談
無料



医療現場の負担を軽減

社会保険労務士が訪問し、法改正への対応をサポートします

- ✓ 法改正のポイント説明
- ✓ 医師・管理者・事務担当者・従業員向けセミナーの実施
- ✓ 就業規則・相談体制整備についてのアドバイス
- ✓ 各種ハラスメント対策の整備支援
- ✓ 労働条件通知書・雇用契約書の見直し

お問い合わせ

岐阜県医療勤務環境改善支援センター

（医療労務管理相談コーナー）

株式会社労働調査会（厚生労働省岐阜労働局委託事業）

平日9:00～17:00

TEL: 058-272-8630 FAX: 058-272-5856

〒500-8502 岐阜市藪田東1-2-2（岐阜県建設会館2階）